

規制の事前評価書

1. 政策の名称

金融商品取引所等（金融商品取引所及び金融商品取引所持株会社）の議決権の保有制限に係る規定の整備

2. 担当部局

金融庁総務企画局市場課

3. 評価実施時期

平成 21 年 10 月 16 日

4. 規制の目的、内容及び必要性

(1) 現状及び問題点、規制の新設又は改廃の目的及び必要性

① 現状

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成 21 年 6 月 17 日成立）において、金融商品取引所と商品取引所の相互乗入れに関する規定が整備されたが、外国商品取引所及び外国商品取引所持株会社（以下「外国商品取引所等」）については、外国金融商品取引所及び外国金融商品取引所持株会社（以下「外国金融商品取引所等」）と異なり、金融商品取引所及び金融商品取引所持株会社（以下「金融商品取引所等」）の議決権について保有基準割合（20%）を超えて取得・保有することが認められていない。

② 問題点

国際的に取引所の合従連衡により経営基盤の強化、国際競争力の強化が図られている中、現状のままであれば、我が国取引所の経営基盤、国際競争力が相対的に低下するおそれがある。

③ 規制の新設又は改廃の目的及び必要性

上記問題に対応するため、今般の金融商品取引所と商品取引所の相互乗入れに関する制度整備に伴い、外国商品取引所等に関して、現行の外国金融商品取引所等と並びで、金融商品取引所等の議決権の 20～50%を取得・保有することを可能とすることが必要である。

(2) 法令の名称、関連条項とその内容

金融商品取引法施行令第 19 条の 3 の 3

(3) 規制の新設又は改廃の内容

外国商品取引所等について、現行の外国金融商品取引所等と並びで、金融商品取引所等の議決権の20～50%を取得・保有することを可能とする。

5. 想定される代替案

外国商品取引所に限り、現行の外国金融商品取引所と並びで、金融商品取引所等の議決権の20～50%を取得・保有することを可能とする。

6. 規制の費用

(1) 遵守費用

① 本案

金融商品取引所等の議決権の20～50%を取得・保有しようとする外国商品取引所等の認可申請に要する費用が発生する。

② 代替案

金融商品取引所等の議決権の20～50%を取得・保有しようとする外国商品取引所の認可申請に要する費用が発生する。

(2) 行政費用

① 本案

金融商品取引所等の議決権の20～50%を取得・保有しようとする外国商品取引所等の認可審査及び金融商品取引所等の健全かつ適切な運営に支障が生じるおそれがないかについての検査・監督に伴う費用が発生する。

② 代替案

金融商品取引所等の議決権の20～50%を取得・保有しようとする外国商品取引所の認可審査及び金融商品取引所等の健全かつ適切な運営に支障が生じるおそれがないかについての検査・監督に伴う費用が発生する。

(3) その他の社会的費用

① 本案

金融商品取引所等の議決権の20～50%の取得・保有については、認可制の下での事前チェックを行なうとともに、金融商品取引所等の健全かつ適切な運営に支障が生じるおそれがないかについて厳格に検査・監督していくことで、特段の社会的費用は発生しないものと考えられる。

② 代替案

本案と同様であると考えられる。

7. 規制の便益（代替案における便益も含む。）

① 本案

外国商品取引所等との合従連衡によって、我が国取引所の経営基盤の強化、国際競争力の強化が図られるものと考えられる。

② 代替案

外国商品取引所との合従連衡によって、我が国取引所の経営基盤の強化、国際競争力の強化が見込まれるものの、諸外国においては、主要取引所の合従連衡が主に持株会社形態により図られていることから、持株会社形態を参入させない代替案では、措置の効果は限定的なものになると考えられる。

8. 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

(1) 費用と便益の関係の分析

本案については、遵守費用及び行政費用が新たに発生する一方、我が国取引所の経営基盤の強化、国際競争力の強化により金融・資本市場の活性化に資するものであり、当該便益の効果は、当該費用を上回るものと考えられる。したがって、本案による改正は適当と考えられる。

(2) 代替案との比較

代替案においては、本案と比較して新たに発生する遵守費用及び行政費用が少ないが、諸外国における主要取引所の合従連衡が主に持株会社形態により図られている現状においては、代替案による便益の効果は、本案と比較して限定的なものになると考えられ、これらを総合的に勘案すると、本案による改正が適当と考えられる。

9. 有識者の見解その他関連事項

特になし。

10. レビューを行なう時期又は条件

金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行後5年以内に、改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。